

半田市介護保険サービス事業者指導及び監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定める介護保険サービス事業者（以下「事業者」という。）が法令等を遵守し、適正な事業運営を実施しているか否かを、指導及び監査により個別に明らかにし、当該事業者の適正かつ円滑な事業運営を確保することを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第2条 指導及び監査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 指定地域密着型介護サービス事業者
- (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護予防支援事業者
- (5) 半田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者

(指導及び監査の類型)

第3条 指導及び監査は、これを分けて実施する。

- 2 指導は、市長が毎年作成する実施計画に基づき、対象事業者（第5条で選定する事業者を指す。）の事業運営全般について実施する。
- 3 監査は、通報、苦情等に基づく情報及び運営指導の結果を踏まえ、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に実施する。

(指導及び監査の実施計画)

第4条 指導及び監査の実施計画は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画の作成

実施計画は、毎年度速やかに、国の指導及び監査方針並びに過去の指導及び監査結果等を総合的に考慮して作成する。

- (2) 実施期間

毎年4月から翌年3月までとする。

(指導及び監査対象の選定)

第5条 指導及び監査対象事業者の選定基準は、次のとおりとする。

(1) 指導

ア 集団指導

講習会等での指導内容に応じて選定する。

イ 運営指導

(ア) 運営指導の実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、対象事業者を選定する。

(イ) 県及び国民健康保険団体連合会からの情報提供により指導が必要と認められる対象事業者を選定する。

(ウ) (ア) 及び (イ) の規定にかかわらず、特に運営指導が必要と認められる対象事業者を選定する。

(2) 監査

監査は、次の情報を踏まえて指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センターへ寄せられる苦情

エ 国民健康保険団体連合会及び保険者からの通報情報

オ 介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す対象事業者情報

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告をしない場合等に関する情報

キ 運営指導における情報

ク 業務管理体制の不適正な整備・運用状況に関する情報

ケ その他、市長が必要と認める情報

(指導及び監査の方法)

第6条 指導及び監査は、次の方法により実施する。

(1) 指導

ア 集団指導（年1回以上、対象事業者を一定の場所に集めて講習等の方法で行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）を活用する場合もある。）

イ 運営指導（指定の有効期間内に少なくとも1回以上、原則対象事業者の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。オンライン等を活用する場合もある。なお、必要に応じて市関係部課等、県、国、他市町村及び他都道府県（以下「関係行政機関等」という。）と合同で行う。）

(2) 監査

ア 報告の徴収

イ 実地監査（対象事業者の事業所に立ち入って監査することを指す。なお、必要に応じて関係行政機関等（国を除く。）と合同で行う。）

（指導及び監査の実施）

第7条 指導及び監査の実施については、次のとおりとする。

(1) 実施通知

指導及び監査の実施にあたっては、次の内容を指導及び監査対象事業者の代表者へ文書により通知する。

ア 集団指導

(ア) 集団指導の日時及び場所

(イ) 集団指導対象事業者の出席者

(ウ) 集団指導内容等

イ 運営指導

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 運営指導担当者

(エ) 運営指導対象事業者の出席者

(オ) 準備すべき書類等

(カ) 当日の進め方、流れ等

ウ 監査

- (ア) 監査の根拠規定
- (イ) 監査の日時及び場所
- (ウ) 監査担当者
- (エ) 監査対象事業者の出席者
- (オ) 必要な書類等
- (カ) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

(2) 実施通知の期限等

実施通知は、原則として集団指導は2月前まで、運営指導は1月前まで、監査は監査開始時に文書により行う。なお、運営指導から監査へ移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に通知を行うものとする。

(3) 関係資料の提示

原則として指導及び監査の実施にあたっては、文書又は口頭で通知した事項について資料により提示を求めるものとする。

(4) 実施体制

指導及び監査は、担当職員2人以上をもって実施するものとする。

(5) 実施上の留意事項

ア 趣旨説明

担当職員は、指導及び監査の実施に際して、指導及び監査対象事業者の代表者並びに関係職員に対して、指導及び監査への理解と協力を得るため、あらかじめその趣旨等を説明する。

イ 心構え

指導及び監査は、公正不偏かつ親切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、直接の担当者からの聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、自発的協力が得られるよう努力する。

ウ 指導及び監査結果の通知等

運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。

監査の結果については、文書により通知する。

エ 関係行政機関等職員の立会

指導及び監査の実施に際して、必要に応じて関係行政機関等（監査の場合は国を除く。）へ立会を求めるものとする。

オ 関係行政機関等への照会及び情報提供

指導及び監査の実施に際して、必要に応じて関係行政機関等（監査の場合は国を除く。）へ照会及び情報提供を行う。

（指導から監査への変更）

第8条 運営指導中に次に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- （1） 市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- （2） 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- （3） 不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- （4） 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（指導及び監査後の措置）

第9条 指導及び監査後の措置については、次のとおりとする。

（1） 復命

担当職員は、指導及び監査終了後直ちにその結果について検討し、問題点を明確にした上で上司に復命をする。

（2） 改善指示事項の確認

改善を指示した事項については、是正報告書等を提出させ、その改善状況

を確認する。

(3) 行政上の措置

監査の結果、対象事業者が法令、通知等を遵守せず、不適正な事業運営を行っていると思われるときは、法に基づき、「勧告」、「公表」、「命令」、「指定の取り消し」及び「期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止」の処分を行う。

(4) 聴聞等

監査の結果、対象事業者が、命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(5) 経済上の措置

ア 不正利得となる返還金の徴収の要請

市長が取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、対象事業者が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

イ 返還金の徴収方法

アの不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。